

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の地域内における揚水施設の設置等に関し事前協議制、届出制等を設けることにより、揚水施設による地下水の採取の実態を把握するとともに、揚水施設による地下水の採取に係る適切な指導を行い、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(地下水の範囲)

第2条 この要綱にいう「地下水」には、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて採掘する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水は含まないものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設（農業の用に供するもので井戸の深さが30メートル未満のもの、土木工事その他の工事に用い供するもので一時的に使用するもの及び専ら防火の用に供するものを除く。）をいう
- (2) A地域 別表第1に掲げる地域をいう。
- (3) B地域 別表第2に掲げる地域をいう。
- (4) C地域 県の地域のうちA地域及びB地域以外の地域をいう。

(県の責務)

第4条 県は、地下水の適正な採取及び合理的な利用を図るため必要な施策を総合的に実施するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県が実施する地下水に関する施策に協力するとともに、当該市町村の実情に応じた地下水に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(地下水の採取者の責務)

第6条 地下水の採取者は、県及び市町村が実施する地下水に関する施策に協力するとともに、地下水の適正な採取及び合理的な利用のために必要な措置を自ら講じるものとする。

(事前協議)

第7条 A地域において揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が45平方センチメートルを超えるものを設置しようとする者は、当該揚水施設の設置の工事の開始の日の60日前までに、次の事項を知事に届け出て、当該揚水施設の設置について知事と協議するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 地下水の計画採取量
- (4) 揚水施設のスレーナーの位置
- (5) 揚水機の吐出口の断面積
- (6) 水需要（計画）量
- (7) 地下水の採取の用途
- (8) 地下水の採取の理由

- (9) 地下水の採取の始期
- (10) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、次の事項について指導するものとする。

- (1) 水量測定器を備えること。
- (2) 揚水施設を地下水の計画採取量に見合う適正な規模とすること。
- (3) 節水等水利用の合理化について必要な措置を講じること。
- (4) 近隣の地下水の採取者に対して必要な配慮をすること。
- (5) 地下水以外の水源が確保された場合は、当該水源に転換すること。

3 知事は、第1項の規定による協議があった日から起算して45日以内に、当該協議を終了し、その結果を当該協議をした者に通知するものとする。

(揚水機設置の届出)

第8条 A地域又はB地域において揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面積が6平方センチメートルを超えるものを設置しようとする者及びC地域において揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面積が45平方センチメートルを超えるものを設置しようとする者は、当該揚水機の設置の工事の開始の日の30日前まで（前条第1項の規定による協議を経た者にあつては、当該協議の終了した日から当該揚水機の設置の工事の開始の日の前日まで）に、次の事項を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 地下水の計画採取量
- (4) 揚水施設のストレーナーの位置
- (5) 揚水機の原動機の出力
- (6) 揚水機の吐出口の断面積
- (7) 水需要（計画）量
- (8) 地下水の採取の用途
- (9) 地下水の採取の理由
- (10) 地下水の採取の始期
- (11) 前条第1項の規定による協議が終了している場合において、当該協議の終了の内容と異なる事項があるときは、その事項及び理由
- (12) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、前条第2項各号に掲げる事項について指導するものとする。

(揚水機工事完了の届出)

第9条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る揚水機の設置の工事が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して15日以内に、次の事項を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 完了年月日
- (4) 前条第1項の規定による届出の内容と異なる事項があるときは、その事項及び理由
- (5) その他知事が必要と認める事項

(揚水機変更の届出)

第 10 条 前条の規定による届出をした者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに、その旨を知事に届け出るものとする。

(1) 揚水施設のストレーナーの位置

(2) 揚水機の原動機の出力

(3) 揚水機の吐出口の断面積

2 第 8 条第 2 項及び前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、設置者のうち A 地域において揚水機の吐出口の断面積が 45 平方センチメートル以下である揚水施設を設置しているものが、当該揚水機の吐出口の断面積を 45 平方センチメートルを超えるものに変更しようとするときは、当該変更に係る工事の開始の日の 60 日前までに、第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出て、当該揚水機の吐出口の断面積の変更について知事と協議するものとする。設置者のうち A 地域において揚水機の吐出口の断面積が 45 平方センチメートルを超える揚水施設を設置しているものが、当該揚水機の吐出口の断面積をより大きくしようとするときも、同様とする。

4 第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条並びに前条の規定は、前項の規定による協議について準用する。

(氏名等変更の届出)

第 11 条 設置者は、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）に変更があったときは、当該変更のあった日の翌日から起算して 15 日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

(承継)

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定による協議又は第 8 条第 1 項若しくは第 9 条の規定による届出をした者からその協議又は届出に係る揚水施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該協議又は届出をした者の地位を承継する。

2 第 7 条第 1 項の規定による協議又は第 8 条第 1 項若しくは第 9 条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該協議又は届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 7 条第 1 項の規定による協議又は第 8 条第 1 項若しくは第 9 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して 15 日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

(関係市町村長の意見)

第 13 条 知事は、第 7 条第 1 項の規定による協議があったとき又は第 10 条第 3 項の規定による協議があったときは、これらの協議の対象となる揚水施設の存する地域の市町村長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第 8 条第 1 項の規定による届出があった場合又は第 10 条第 1 項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、これらの届出の対象となる揚水施設の存する地域の市町村長の意見を聴くことができるものとする。

(揚水施設廃止の届出)

第 14 条 設置者は、揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該事由が生じた日の翌日から起算して 15 日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

(1) 揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。

(2) 揚水施設の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を A 地域及び B 地域においては 6 平方センチメートル以下と、C 地域においては 45 平方センチメートル以下としたとき。

(3) 前2号の場合のほか、揚水施設を廃止したとき。

(報告の徴収)

第15条 設置者は、毎年2月末日までに、前年の1月1日から12月31日までの間の地下水の採取量について、知事に報告するものとする。

2 知事は、この要綱を実施するため必要があると認めるときは、設置者に対し、揚水施設の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(添付書類)

第16条 この要綱の規定により知事に提出する書類には、知事が別に定める書類を添付するものとする。

(書類の経由)

第17条 この要綱の規定により知事に提出する書類(前条の規定により添付する書類を含む。)は、揚水施設の存する地域の市町村長を経由するものとする。

(その他の事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から実施する。

(経過措置等)

2 栃木県地下水採取の届出に関する指導要領(平成2年11月13日資第298号。以下「要領」という。)は、廃止する。

3 この要綱の実施の際現に要領に基づき揚水施設設置届出書を提出している者は、この要綱に基づく設置者とみなす。

4 この要綱の実施の際現にA地域及びB地域において揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面が6平方センチメートルを超えるものを設置している者(前項に規定する者を除く。)は、この要綱の実施の日の翌日から起算して6月以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

5 前項の規定による届出をした者は、この要綱の規定に基づく設置者とみなす。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から実施する。

別表第1(第7条関係)

A地域	足利市 佐野市(旧佐野市に限る) 小山市 下都賀郡野木町 下都賀郡大平町 下都賀郡藤岡町 下都賀郡岩舟町
-----	--

別表第2(第7条関係)

B地域	宇都宮市(旧宇都宮市に限る) 栃木市 真岡市 下野市 河内郡上三川町 芳賀郡二宮町 下都賀郡壬生町
-----	---